愛知県行政書士会報

令和5年 9月　No.320

愛知

■愛知県行政書士会令和５年度第73期定時総会
■令和５年度日本行政書士会連合会定時総会報告
■令和５年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会



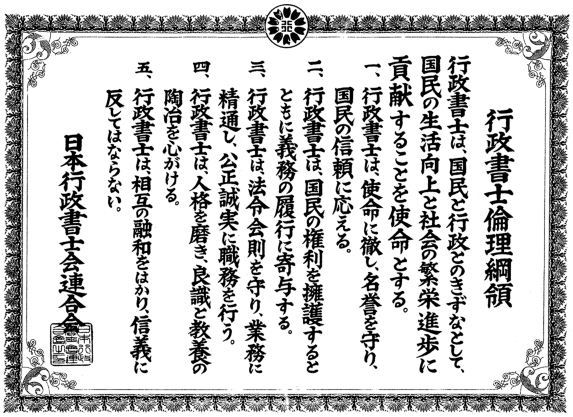
吉良ワイキキビーチ（宮崎海水浴場）

愛知県行政書士会キャラクター
コノハくん

愛知県行政書士会　http://www.aichi-gyosei.or.jp

Contents コンテンツ

誰が顧客を紹介してくれるのか。……愛知県行政書士会　副会長　早川　忠… 1
愛知県行政書士会令和５年度第73期定時総会…… 2
令和５年度日本行政書士会連合会定時総会報告…… 3
令和５年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会…… 4
愛知県名古屋市東区長来会…… 4
令和５年度総務大臣表彰受賞報告会、感謝状贈呈式…… 5
第30回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加して …… 6
父親の養育費負担義務をめぐって……南山大学法学部教授　伊藤　司… 8
お知らせコーナー　会員名簿について（お知らせ）……14
ライブラリ研修動画一覧……15
ライブラリ研修申込書……17
初心者向け業務相談のお知らせ……18
初心者向け業務相談申込書……19
会員訪問記（名南支部　鈴木　孝一会員）……会報委員　長峰　均…20
支部だより……21
事務局だより……28
会員の動向　新規登録入会者の紹介　他……31
コスモスあいちコーナー……38
あとがき……39



行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政のきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会

誰が顧客を紹介してくれるのか。

副会長　早川　忠

今期、副会長としての会務がスタートして、数ヶ月が過ぎようとしています。会長が掲げる基本方針のもと、今期の事業計画を遂行しているところですが、テーマの１つとして「会員が自信と誇りを持って活躍できるように。」というものがあります。そのために、研修制度の見直しを図るべく検討をし始めています。

例えば、私の専門業務は建設業関係と産廃です。これまで本会や支部等で研修会の講師を引き受けることも多くありました。研修テーマが建設業許可手続きとなれば、業種には29業種あること、大臣許可・知事許可、特定・一般、経管、専任技術者、申請時の契約書の揃え方・・・、そんな話をすることが多いですが、それはこの業界の業務をする上での基礎の基礎。そんな話を顧客のところへ行ってするのか、というと、もちろん全くしないわけではありませんが、どうでしょう？これを書きながら最近の顧客での話題を思い起こしてみると、経管は本社にいないといけないのか、出向社員や派遣社員はどこまでやらせていいのか、発注元メーカーから来た見積依頼書に約款がないけどいいのか、現場で出た廃材は持ち帰っていいのか、管内に本社がないと入札できないのか、現場で刈り取った草はどうすればいいのか、これは産廃なのか、マニフェストはいるのか、そもそもうちの会社は経審受けた方がいいのか、社長の考えは古くないのか。

法令やガイドラインを守ることは大事です。だから、先生に聞けば、何でも相談に乗ってくれて、法令を守るためにはどこをどう改善すればいいか、そして会社にとってより良い方向へ向かうために先生はきっとヒントを与えてくれると、そう信じてくれるわけです。ありきたりな言い方をすれば、顧客に寄り添い、顧客とともに考え、その顧客に最も適切な答えを導き出す。それを許認可に携わる立場として分を弁えて関わり続ける。

このような関わり方をする中で、私の場合、本来会社が自分で作るべき書類、例えば、契約書や議事録などはなるべく自分たちで作れるように指南することが多くなり、何なら工事経歴書さえも会社に作らせて元となる資料とともに添削している会社もあります。そして添削する中で、配置技術者や業種分けなどの知識を教え込んでいきます。やがて会社は自分たちで事業年度終了届が作成できるようになります。行政書士が書類を作成せずに会社に作らせるって、行政書士らしくないですね。

こんな顧客との付き合いを続けていると、やがて同業他社を紹介してくれるようになります。あの会社の手続きも引き受けてもらって、いろいろ教えてやってくれ、と言ってくるのです。既存の顧客が新しい顧客を連れてくる、これがこの仕事で大切なことだと思うのです。

もちろん、同じ行政書士や他士業の方々が顧客をご紹介いただけるのはありがたいことです。ですが、顧客が顧客を呼んできてくれるというのは最もありがたい話で、いろんな事を教えて会社自体が賢くなれば、仲間の会社に影響を与えて連れてきてくれるようになります。そういう関わり方をするには何を勉強したらいいのか、というのを研修テーマとして皆さんで話し合うことができれば、参加した会員特に新入会員の皆さんが少しずつ自信と誇りが持てるのではないかと思うのです。

愛知県行政書士会令和５年度第73期定時総会

日　時　令和５年５月30日㈫
　　午後１時から４時15分
場　所　ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋　ザ・グランコート



令和５年度第73期定時総会が、愛知県副知事　林　全宏様を始めとする関係団体の皆様、日本行政書士会連合会会長　常住　豊様を始めとする関係士業の皆様、そして近隣行政書士会の皆様のご臨席を賜り開催されました。

会長からの令和５年度に向けてのあいさつの後、愛知県副知事　林　全宏様、日本行政書士会連合会会長　常住　豊様、日本行政書士会連合会中部地方協議会会長　森　伸二様に祝辞を頂戴しました。

暫時休憩の後、正副議長（議長：新城支部　平畑正孝会員、副議長：名古屋支部　山田安政会員）が選任され、正副議長席に登壇の後、議事は進められました。議事進行の進め方については、総会運営委員長（豊田支部　勝田　崇会員）より、委任状の調査報告については総会運営副委員長（名古屋支部　渡辺尚美会員）より説明がありました。

定足数の確認

令和５年５月30日現在の個人会員数3,246人
委任状を含んだ出席者数1,753人
（定時総会出席者数250人　有効委任状数1,503通）
以上が確認されたので、議長より本総会は適法に成立するとの宣言がされました。
議事録署名人に新城支部　柿野さと恵会員、名古屋支部　大内田省吾会員が選任され、各議案についての報告・審議が行われました。

議題

第１号議案　令和４年度事業経過報告
提案説明の後、質疑応答が行われました。
第２号議案　令和４年度会計決算承認の件
提案説明、監事からの監査報告及び質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。
第３号議案　令和５年度事業計画（案）承認の件
提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。
第４号議案　令和５年度会計予算（案）承認の件
提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。
第５号議案　令和６年度暫定予算（案）承認の件
提案説明の後に採決が行われ、可決承認されました。
第６号議案　役員改選の件
提案説明の後に採決が行われ、可決承認されました。

定期大会終了後、５時30分より、懇親会を開催しました。

多くの来賓のご臨席を賜って開会され、来賓あいさつを愛知県行政書士会顧問　春日井市長　石黒直樹様、日本行政書士政治連盟会長　井口由美子様に頂戴し、盛会のうちに閉会しました。

令和５年度日本行政書士会連合会定時総会報告

碧海支部　神谷　祐一

日　時　令和５年６月15日㈭
　　午前10時45分～午後６時
　　令和５年６月16日㈮
　　午前９時～10時
場　所　東京プリンスホテル



６月15日、16日に東京都港区の東京プリンスホテルにおいて、日本行政書士会連合会（以下、「日行連」と略）の定時総会が二日間に渡り、開催されました。

総会に先立ち、総務大臣表彰状授与式が行われ、愛知会からは榔野公明会員（豊田支部）が表彰されました。

「開会の言葉」により総会は開催され、下記の議案が審議されました。議案説明、事前に配布された質問書、書面による質問回答に沿って議事は進行され、再質問は１分以内、再々質問は認めないかたちで行われました。

第１号議案　令和４年度事業報告
第２号議案　令和４年度決算報告

第２号議案では動議が出て採決が行われましたが、両案は一括上程されました。２号議案では動議が出され、挙手による採決の末、賛成多数で両案ともに可決承認されました。

第３号議案　令和５年度事業計画（案）

３号議案は、デジタル時代における行政書士制度の確立を目指して、“そうだ、行政書士に相談しよう！”という機運を高めよう！の活動理念のもと、デジタル社会においても、まずは行政書士に相談することが全国基準になるように注力し、デジタル社会の実現への対応を推進し、また日政連と連携して、行政書士業務を強固にするための法改正を目指すことなどに加え、広域災害に対しての対応や空き家対策、デジタルリテラシーの向上なども審議されました。賛成多数で可決承認されました。

第４号議案　公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について（案）

日行連から上記令和４年度定時総会の承認に基づき、寄付金として1,000万円を寄付しましたが、以後、500万円までをめどに、毎年度100万円ずつ減じていくことについて審議され、賛成多数で可決承認されました。

第５号議案　令和５年度予算（案）

「異議なし」多数で可決承認されました。

第６号議案　役員の改選

日行連会長選挙が行われ、東京会の常住豊候補220票、三重会の若林三知候補33票の結果で常住豊会長が再選されました。また役員改選では当会の竹田勲会長が日行連副会長に就任致しました。

以上で令和５年度定時総会のすべての日程が終了し閉会となりました。

令和５年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会

愛知会理事　水野　悠

日　時　令和５年６月９日㈮～６月10日㈯
場　所　ホテルグランヴェール岐山２階カルチャーホール
参加会　愛知県行政書士会　石川県行政書士会
　　岐阜県行政書士会　富山県行政書士会
　　三重県行政書士会　福井県行政書士会

６月９日㈮午後３時より、ホテルグランヴェール岐山２階カルチャーホールにて日本行政書士会連合会中部地方協議会の令和５年度定時総会が開催されました。

本総会は、各単位会から会長、代議員等50名超の参加のもと、以下の議案が審議されました。

第１号議案令和４年度事業報告承認の件
第２号議案令和４年度決算報告承認の件
第３号議案令和５年度事業計画（案）承認の件
第４号議案令和５年度予算（案）承認の件
第５号議案任期満了に伴う役員選任の件

審議は順調に進み、全ての議案が可決承認されました。

第５号議案により、向井石川会会長が中地協新会長に、本会竹田会長及び小山内石川会副会長が副会長に就任され、理事、監事及び経理担当と共に新たな役員体制となりました。

また、森中地協前会長、坪川日行連副会長、前田本会前会長が相談役に就任され、新会長挨拶を経て、次年度日程は令和６年６月７日石川会主催と発表され、午後３時30分、定刻通り終了しました。

その後、意見交換会が行われ、愛知会から五つ、富山会から三つ、岐阜会から一つの意見が出され、業務以外の研修会、各業界団体との連携、オンライン申請及びデジタル社会への対応、新入会員基礎研修の内容等について、各会から現状の報告が行われ、非常に参考となる意見交換会となりました。

昨年に引き続き、岐阜会のみなさまの準備進行のもと、滞りなく無事に総会を終え、終了後の懇親会でも大変有意義な楽しい時間を過ごすことが出来ましたこと、改めてここにお礼を申し上げます。

愛知県名古屋市東区長来会

去る令和５年６月20日㈫に名古屋市東区の髙木区長様ほか地域力推進室の職員２名が来会されました。

愛知県行政書士会館が位置する東区の現状と魅力等について、あらためての紹介をしていただきました。特に、髙木区長からは東区区民まつり等のイベントについて大変熱心に説明をいただき、官民が協力しながら区を盛り上げている様子がうかがえました。

また、愛知県行政書士会としても東区に協力できることがあれば協力させていただきたい旨をお伝えし、引き続きの交流を図ることで一致しました。

活発な意見交換を行ったこともあり、あっという間に時間が経過し、最後に髙木区長と当会会長の写真撮影を行い終了しました。



髙木区長　　竹田会長

令和５年度総務大臣表彰受賞報告会、感謝状贈呈式

日　時　令和５年７月10日(月)
　　午後４時
場　所　愛知県行政書士会館３階会議室

定刻に開会し、会長が式辞を述べました。

総務大臣表彰受賞者１名より受賞の報告がありました。

その後、前期役員退任者27名のうち出席者６名から代表者に対して会長から感謝状を贈呈しました。



総務大臣表彰受賞会員

総務大臣表彰受賞者名簿

（敬称略）

豊　田　　榊野　公明



感謝状贈呈式出席会員

愛知県行政書士会会長感謝状贈呈者名簿

（敬称略・順不同）

会長退任者

尾　張	前田　　望

副会長退任者

西　北	西堀　俊徳
西　北	吉川　明宏
東　名	須崎　俊行
海　部	岩井　　実
東　三	小柳津　えみ

常務理事退任者

西　北	黒澤　　淳
西　北	森越　　靖
名古屋	伊藤　直仁
昭　和	渡邊　邦彦
名　南	川津　聖司
知　多	柴田　　愛
碧　海	岡田　英紀
新　城	矢澤　あや子

理事退任者

西　北	内川　近保
尾　張	谷口　正信
尾　張	西脇　義郎
尾　北	佐藤　友泰
知　多	間瀬　洋平
岡　崎	金岩　正雄
豊　田	稲垣　勝康
西　尾	正海　　浩
新　城	木下　一成
東　三	青山　貴洋
東　三	山本　嘉和

監事退任者

名　南	河合　治彦
知　多	権田　泰一

第30回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加して

一宮支部　平田　寧

日　時　令和５年６月２日㈮
　　午後６時30分～８時30分
場　所　TKPガーデンシティPREMIUM名古屋駅前
　　名駅ダイヤメイテツビル３Ｆ



一宮支部の平田寧と申します。この度、令和５年６月２日に開催されました第30回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加させていただきました。

このフレッシュマン・フォーラム10'は、様々な士業の業界で、入会４年未満の新人先生を対象にした交流会です。私は、令和４年12月に入会し、まだ右も左もわからない新人ですが、他の業界の先生方との交流を深め、人脈を作り、そして自分自身の職域の幅を広げる最大のチャンスと思い、直ちに参加申し込みをいたしました。

参加当日では、私のテーブル付近では、行政書士の先生が少なく他士業の先生方が多くて、少し心寂しかったのですが、弁護士、司法書士、税理士、不動産鑑定士及び社会保険労務士の先生方と名刺交換し、話し合っていると、何時しかそれぞれの業界の特有の話題で盛り上がり、食事をとるのも忘れてしまうほど話し込んでしまいました。参加されている先生方は、目的が人脈づくりなので、誰とお話しをしても本当に楽しく、とても刺激でした。また、自分自身の仕事に対するモチベーションアップやこれからのビジネス展開へのイメージが沸き、とても有意義な時間を過ごさせていただきました。

その後、気の合った先生方のお誘いをいただきまして、二次会にも参加させていただきました。約25名ほどの先生方が参加しており、各業界のディープな話題で盛り上がり、そして一宮連合？？を作り、LINE交換もでき、終電時間までとても楽しく過ごさせていただきました。

ところで、今回参加するために私は名刺を50枚ほど用意しましたが、２枚しか残りませんでした。

参加された先生の中には、名刺切れをした先生もいらっしゃいました。参加される際には、名刺をできるだけ多く持っていくことをお勧めします。

最後になりますが、開催日に台風が最接近し、鉄道も一部では不通となり、荒れ模様の天候となりました。

しかし、事務局の役員先生方々やその他のスタッフの皆様のご尽力のおかげで、第30回自由業フレッシュマン・フォーラム10'が無事に開催できたこと、とても感謝感激をしております。

このような貴重な機会を設けていただきまして、本当にありがとうございました。

ちょっとひと息　「環境再生・資源循環」～家電リサイクル法Q＆A～

Q 家電製品は一年間にどのくらい廃棄されているのですか。

A 家庭ごみを中心とした一般廃棄物は、全国で１年間に5120万ｔ（平成９年度）が排出されています。ところが、一般廃棄物の埋立処分場は全国であと11.2年程度（首都圏では約10.3年分、近畿圏では約9.5年分）しかない状況です。廃棄される家電製品（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気洗濯機）は年間約60万ｔで、一般廃棄物全体の約１％程度ですが、焼却による減量などが困難で埋立処分場の大きなひっ迫要因となっています。

出典：環境省HP「よくある質問（Q＆A集）」より

第30回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加して

中央支部　平野　まいこ

日　時　令和５年６月２日㈮
　　午後６時30分～８時30分
場　所　TKPガーデンシティPREMIUM名古屋駅前
　　名駅ダイヤメイテツビル３Ｆ



令和４年７月に開業しました平野まいこと申します。この度、６月２日に開催された第30回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加させていただきました。

前日より、台風２号の接近による大雨の影響が予想され、開催自体が危ぶまれていました。しかしながら、今回、開催決行の英断を下された運営の皆様には、この場を借りて感謝申し上げます。

当日、予報どおりの大雨により交通機関はかなり乱れていました。私は何とか開始時間までに到着することができましたが、中には、運悪く足止めを食らってしまい、やむなく欠席となった先生もいらっしゃったようです。会場では、各士業の先生方（総勢160名）が16のテーブルにバランスよく分けられていました。

開会の挨拶に始まり、乾杯の音頭がとられると、会場は先ほどよりも少し和やかなムードに包まれました。まずは、テーブルごとに活発な名刺交換が行われ、それが一巡すると、それぞれ別のテーブルに散らばっていきました。私は、せっかくなので、他士業の方との名刺交換をメインに、と参加前には考えたりもしていましたが、日頃あまり交流することのできない他支部の行政書士の先生方ともたくさん名刺交換をさせていただきました。皆さん専門とする分野が異なりますし、お仕事のお話、プライベートなお話、今までの経歴などなど…いろいろなお話を伺うことができて、大変有意義な時間となりました。あまりに一度にたくさんの方と名刺交換をさせていただいたため、まだ記憶の新しい翌朝のうちに、それぞれの名刺にメモ書きをしたほどです（日頃からされる方はされるのだと思いますが、私は不精なので滅多にしません（笑）。）。

業種・経歴・年齢は様々ですが、登録数年以内という共通点をもつ先生方と、このご縁を大切に、ともに切磋琢磨し合い、ときには助け合い、協力し合って、社会に貢献していきたいと決意を新たにした素敵な夜でした。

末筆ではありますが、開催に携わられた皆様に御礼申し上げます。ありがとうございました。今後とも益々のご発展をお祈り申し上げます。

ちょっとひと息　「環境再生・資源循環」～家電リサイクル法Q＆A～

Q 外国の取組状況はどうなっているのですか。

A ヨーロッパ諸国においては、家電製品リサイクルについて様々な動きが見られます。例えば、オランダでは事業者と自治体の合意の下での自主的な回収・処理の仕組みが実施されており、ドイツでは情報関連機器についての再生に関する政令が存在します。また、欧州連合（EU）では電気・電子機器の回収・リサイクルに関する指令案が出されました。

日本における家電リサイクル法は、このような外国の動きに先駆けた、家電製品を中心とする家庭用機械器具についての製造業者・輸入業者、小売業者に回収とリサイクルの義務を課す総合的な法制度ということができます。

出典：環境省HP「よくある質問（Q＆A集）」より

父親の養育費負担義務をめぐって

南山大学法学部教授　伊藤　司

1　はじめに

今回は、嫡出否認の機会を奪われた父の養育に支払い義務が争われた事例を検討しよう。この問題は、嫡出否認のあり方のみならず、その効果についての検討を迫るものである。

今回取り上げる事例は、最高裁平成23年３月18日民集63巻９号58頁である。

（事実）

Ｘ男とＹ女とは平成３年に婚姻した夫婦であった。２人の間には３人の子がいる。そのうちの二男は別の男性とＹとの間の子であった。Ｙはおそくとも出産後２ヶ月以内にこのことを知ったが、Ｘにそれを告げなかった。

その後、平成９年頃からＸはＹにキャッシュカードを預け、その口座から生活費を支払うことを許容していたが、平成11年頃からは、ＸからＹに一定額の生活費を交付するようになった。さらに平成12年１月頃から平成15年末にかけては、ほぼ毎月150万円程度を交付するように変化した。夫婦仲については、ＹがＸに暴力を振るうこともあったが、この婚姻関係は主にＸの不貞行為が原因で平成16年１月末頃破綻することとなった。その後は、ＸからＹに月額55万円の婚姻費用が支払われるようになった。

平成17年４月（出生から７年後）になって、血液型から二男がＸの子でないことが判明し、Ｘが初めてそのことを知った。そのため、同年７月にＸから親子関係不存在確認の訴えがなされたがこの訴えは家庭裁判所により却下という結果で確定している。そのためか、同年９月ＸからＹに対して離婚、財産分与、慰謝料の請求（本訴）がなされ、それに対して、10月にＹよりＸに対して、離婚、子の親権付与、養育費支払、財産分与、年金分割、慰謝料の請求（反訴）が提起されている。その結果、１審および原審は、子の養育費支払いをＸに命じ、離婚を認容する判断がなされている。ついで、養育費については、１審はそれぞれ月額16万円の支払いを命じたが、原審はそれぞれ月額14万円に変更されている。さらに、財産分与については、ＸとＹにそれぞれ別個の不動産の共有持分を認める形で財産分与を決定し（そうじてＸのＹに対する財産分与は1270万円と評価される）、慰謝料については、１審は認めなかったが、原審は離婚原因がＸにあるとしてＸからＹに100万円の支払いを命じた。最後に、Ｘの二男との親子関係を争う機会を喪失させたので、今度はＹに対してＸに100万円の支払いを命じている。

このような原審の判断に対して、二男についての養育費支払いは条理に反していると上告受理申立をした。

（判旨）

一部破棄自判・一部却下・一部棄却

「…事実関係によれば，Ｙは，Ｘと婚姻関係にあったにもかかわらず，Ｘ以外の男性と性的関係を持ち，その結果，二男を出産したというのである。しかも，被上告人は，それから約２か月以内に二男と上告人との間に自然的血縁関係がないことを知ったにもかかわらず，そのことを上告人に告げず，上告人がこれを知ったのは二男の出産から約７年後のことであった。そのため，上告人は，二男につき，民法777条所定の出訴期間内に嫡出否認の訴えを提起することができず，そのことを知った後に提起した親子関係不存在確認の訴えは却下され，もはや上告人が二男との親子関係を否定する法的手段は残されていない。

他方、Ｘは，Ｙに通帳等を預けてその口座から生活費を支出することを許容し，その後も，婚姻関係が破綻する前の約４年間，被上告人に対し月額150万円程度の相当に高額な生活費を交付することにより，二男を含む家族の生活費を負担しており，婚姻関係破綻後においても，上告人に対して，月額55万円を被上告人に支払うよう命ずる審判が確定している。このように，Ｘはこれまでに二男の養育・監護のための費用を十分に分担してきており，Ｙが二男との親子関係を否定することができなくなった上記の経緯に照らせば，上告人に離婚後も二男の監護費用を分担させることは，過大な負担を課するものというべきである。

さらに，ＹはＸとの離婚に伴い，相当多額の財産分与を受けることになるのであって，離婚後の二男の監護費用を専ら被上告人において分担することができないような事情はうかがわれない。そうすると，上記の監護費用を専ら被上告人に分担させたとしても，子の福祉に反するとはいえない」と判断して、このような事情のもとでＸに養育費の負担をさせることは権利の濫用に当たるものとして、養育費の支払いを免じた。

２　判決の検討

この判決は、養育費を請求したＹに、Ｘが二男の養育費を支払わなければならないかが問題となり、その支払いを権利濫用として認めなかった判決である。問題の中心は、法律的に親子関係がある（このことを否定する手段は母親によって失われた）ものの生物学上の親子関係はない子の養育費をどうするのかが問題となっている。

嫡出子については民法772条の嫡出推定の規定がある。その嫡出推定がなされる場合の例外も、判例上認められている（この点は後述する）。しかし、その例外が認められないならば、推定が及ぶ子については、父からの嫡出否認の方法でしかその推定を打ち破る方法がない。もしそうなってしまえば、父は自分の子ではない（生物学上）者を自分の子として（法律学上はその通りとなり、それを変更することはできない）養育していかなければならない。とはいうものの、自分の子として養育することは人情として難しいこともあろう。そのような場合に、父（とされる者）に養育義務を課すことは不可能である、とはいえ、父（とされる者）に養育費を払わせることは可能である。この義務は最終的に金銭債務となるのであり、強制履行も可能である。まさに、このことが立法担当者の意図したことであり、仮に生物学上自分の子でないものであっても、子はその養育費を得ることが可能で、そのような制度にすることが子の利益となると考えられたのである。さらに、そのような制度によって、子の利益を守ることが、父に養育義務を課すことによる不利益を凌駕すると考えられているわけである。このような仕組みは、生物学上の親子関係と法律学上の親子関係とのずれを生じさせる。しかし、そのようなずれがあるとしても、子の利益を守ることの方が望ましいと考えられているわけである。この立場は、最高裁によっても承認されている[1]。

３　嫡出推定の例外

このような嫡出推定は、民法772条２項に定められた期間内に出生した子に対してされることになるが、最高裁によると、このルールに重要な例が認められている。

すなわち、最高裁昭和44年５月29日判決民集23巻６号1064頁は、婚姻解消後300日以内に出生した子につき、夫婦が離婚届の２年半以上前から別居状態で、音信不通であった事案において、子から生物学上の父と思われる者に認知請求がされたが、その者からの反論は、子は嫡出推定をすでに受けているはずであり、嫡出推定を受ける子が、新たに認知請求をすることは許されないというものであった。それに対して、最高裁は、「右事実関係のもとにおいては、被上告人Ａは母ＢとＣとの婚姻解消の日から300日以内に出生した子であるけれども、ＢとＣ間の夫婦関係は、右離婚の届出に先だち約２年半以前から事実上の離婚をして爾来夫婦の実態は失われ、たんに離婚の届出がおくれていたにとどまるというのであるから、被上告人Ａは実質的には民法772条の推定を受けない嫡出子というべく、同被上告人はＣからの嫡出否認を待つまでもなく、上告人に対して認知の請求ができる旨の原審の判断は正当として是認できる」と判示して、実質を考慮して嫡出子として出生することが考えられない子は、嫡出推定を受けないとして、嫡出否認を受けることがなく、生物学上の父と思われる者に認知請求が可能であると判断したのである。となれば、嫡出推定を受けない場合はどのようなものかが問題となる。

上記最判昭和44年判決以降、最高裁は、いわゆる外観説を採用し、外観上夫による懐胎が不可能な場合に嫡出推定を否定することとし、①科学的に生物学上の親子関係が否定されるべき場合には、嫡出推定を否定する血縁説[2]、②父母の離婚などにより、家庭がすでに崩壊し、守るべき家庭の平和が存在しない場合に嫡出推定を否定する家庭破綻説[3]、③家庭破綻の事情に加え、子と生物学上の父が新家庭を形成している場合に嫡出推定を否定する新家庭形成説[4]等の学説は否定されていると言ってよい。

このように、生物学的親子と法律上の親子との間には、ずれがあり、このことは民法の明文にも定まっているのであって、明治民法以来この点は変わっ

ていないということもできる。しかし、従来の学説は、この点をそれほどは重視しておらず、おそらくは、法律学的親子と生物学的親子の間にそれほどずれはないと認識してきたように思われる[5]。現在は、人工生殖子の取扱をめぐる議論などから、生物学的親子と法律学的親子とのずれが、大きく許容されてきているようであり、最高裁もそうである[6]。

このような考え方を背景に、血縁説の主張がそれほどの力を持たなくなり、かえってもともと民法に内在している生物学的親子と法律学的親子のずれが強調されるようになって、かえって嫡出推定を受けることが婚姻の効果として重要なものと意識されるようになってきたと言える。たとえば、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律３条１項の規定に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者と婚姻した女性が妊娠したときに、嫡出推定がされるかについての最高裁判断である最高裁平成25年12月10日決定民集67巻９号1847頁における寺田裁判官の補足意見においても、婚姻の効果としての嫡出推定の重要性が強調されている[7]。

このように、法律上の親子が、嫡出推定を中心として構成され、生物的親子関係の重要性がそれほど重きを置かれなくなると、嫡出否認の制限が、重要性を帯びることとなる。現行民法における嫡出否認は、父のみが行うことができるが（民法774条）、その嫡出否認は、子の出生後子の嫡出性を承認したときには、父の否認権が失われ、その後は父といえども嫡出否認の訴えができなくなる（民法776条）。さらに、父の嫡出否認の訴えは夫が子の出生を知った日から１年以内に提起する必要があり（民法777条）、１年が経過した後は父の嫡出否認権が失われる。このとき、父は親子関係不存在の訴えも提起できなくなるとするのが判例である[8]。このように検討を進めていくと、父から子の嫡出性を否認する可能性はまったく認められないということになる。

さて、そのうえで今回の判決をみてみれば、否定できない嫡出子に関して、その養育費の支払いにつき権利濫用を根拠に認めなかった事例ということになる。最高裁によれば、①Ｙが真実をＸに告げなかったことにより、嫡出否認および親子関係不存在確認訴訟の機会を失ったこと、②一方Ｘは子の養育費を十分に負担し、離婚給付として相当の金額を財産分与として支払っていることとの２つの事情から、Ｘに今後も養育費を支払わせることは権利の濫用として許されないと判断しているわけである。

４　最高裁に対する批判の検討

この最高裁の判断に対しては、以下の２つの批判がある。

まず第１に、民法は、法律学的親子関係が生物学的親子関係とは一致しない立法をしているのであり、たとえ生物学的親子関係と一致しない法律上の親子関係が確定したとしても、いったん法律学上の親子関係が確定した以上は、その確定した親子関係を前提に養育費に問題も考えるべきであり、そうしない例外を認めること自体生物学的親子関係とは異なる法律上の親子関係と認める意味がないことになってしまう、という反論である[9]。

この反論は、上で説明してきた、嫡出推定の意義や嫡出否認の制度の意味を踏まえ、その意義を確固たるものとするために、さらには、子の利益を守るために、法律上父親となってしまった者は不利益を甘受すべきだという判断に基づいたものといえよう。一般論として、このような判断に反対するものではないと言える。しかし、本件のような事情、すなわち、最高裁が挙げている２つの事情である、①Ｙが真実をＸに告げなかったことにより、嫡出否認および親子関係不存在確認訴訟の機会を失ったこと、②一方Ｘは子の養育費を十分に負担し、離婚給付として相当の金額を財産分与として支払っていること、という点を考慮に入れるときに、この一般論を貫徹すべきかどうかは、判断に迷うところである。反論のごとく、一般論を貫徹すると考えれば、本件におけるＹがそうであったというつもりはないが、Ｘに真実を告げないことにより、Ｘに養育費を負担させることを企めば、それが常に実現可能である、ということを認めることにつながる。それが子の幸福（ないしは子の福祉）を第一に考えるならば、これも致し方ない、という点を根拠に正当化可能かという問題に突き当たることになる。

このように考えていくと、最高裁が本件のような場合（必ずしも、よくある事態とは言えないことは明白なように思われる）に、例外を認める可能性を許容した。実際、本件の場合には、例外的にＸの養育費負担を認めなかった、という解決はあり得ない解決ではないように思われる。このような例外の可能性を排除すべきかどうか。学説がいうように、一切の例外を認めない、という解決がわかりやすいも

のであることは確かである。しかし、一切の例外を認めないという硬直性が、この制度の悪用をも許容するものであることも確かである（本件がその悪用事案であったといっているのではない）。その悪用はできないとする安全弁を用意すること（すなわち、権利濫用の可能性は認める）は十分にあり得る解決であることといえるように思われる。

第２の反論は、養育費の請求は、子どもの権利であって親の権利ではない（すなわち、本件でのＹの権利ではない）。そうだとすれば、本件のＹに問題となる行動があったとしても（つまりＹがＸに真実を伝えないことによって、Ｘが嫡出否認の訴えを提起することが、不可能になったとしても）、そのことを理由として、Ｘの養育費の支払いを、たとえＹに支払うことになっても、制限すべきではない。言い換えれば、その養育費で利益を得るのはＹではなくて二男なのであり、養育費を受け取る権利者は二男であってＹではない。そうだとすれば、その二男の権利をＹの行動を原因として、制限すべきではないことになる。このような反論である[10]。

この反論も一般論としては、その通りであるといえる。すなわち、子の養育費の問題は、親の権利にはまったく関係ないし、父親の義務の存在も否定し得ない。したがって、父親の子に対する義務は、母親の行動にまったく影響されることなく存在し、その義務は父親の収入によって定められることになるというのである。しかしながら、本件のような事案で、二男の権利をどこまで守るべきかについては一考の余地がある。

子の養育費の問題は、親の子に対する扶養義務を根拠とするであろう。そうだとすれば、子の親に対する扶養請求権は、子が要扶養状態であることを前提としなければならないことになる。しかし、子が要扶養状態でなければ、親の子に対する養育費が認められないとするならば、親の養育義務が認められないときもあり得るということになろう。これは子の養育費の概念には一致しないこととなる。そのため、子は常に要扶養状態であるとか、子の扶養の性質として、従来通説は「生活保持義務」といい、本来家族として生活していく上での義務であるとされる。その結果、養育費は親が自己の生活をある程度犠牲にしてでも、果たさなければならない義務と位置づけられ、その結果として、親の生活水準に見合った家族生活を営ませる義務であるとされてきたわけである。この通説によれば、生活水準の高い者の家族は、自ずと高い水準となることになり、それに応じて扶養義務もその水準に見合ったものとならざるを得ない。そのため、高収入である者は、扶養義務に応じて支払うべき養育費も高額となるわけである。

この立場を前提とするならば、本件の二男の養育費は、Ｘの収入によって定まるはずで、しかもその権利者は二男であって、Ｙではないから、Ｙの行動による影響はないということになるわけである。しかし、二男はＸの法律上の子ではあるが、生物学上の子とは言いがたい。さらに、それにもかかわらず、Ｙの行動により、Ｘが父であることを否定することができなかった。また、ＸはＹに離婚の際の財産分与を支払うことになっており、その額は比較的高額であり、二男の養育に特に困難があるようには考えられない、という事情を考慮すると、Ｘの養育費の支払い義務は、単純にＸの収入によって計算することが適当か、ということを考慮せざるを得ない。おそらく最高裁は、この点を考慮した結果、権利濫用の法理から、養育費の支払い義務を否定する結論を出したのであろう。

もちろん、このような結論は、子には何の落ち度もないことであり、親を選択して誕生することなどできない子にとっては、いかんともしがたい事情に過ぎないのであって、子の権利には何の影響もないと批判説は主張するであろう。しかし、今回検討する最高裁判決は、このような批判説の立場を貫徹させることに対する抵抗感が存在することを示していると言える。

さらに、父からの嫡出否認の手段を奪ったのがＹであるという点を重視するならば、権利濫用という考え方が登場するということも不思議ではない。嫡出推定には嫡出否認という安全弁がついていたのであり、この制度は現在もなお存続している。この安全弁を使用する権利がＹによる奪われたという事実をどのように評価するかが問題であろう。すなわち、子の利益という点からいえば、Ｙの行動の評価は、関係ないとも言え、まさにその点を根拠として学説の批判が起きているわけであるが、ただ父による権利行使が適切になされた場合には、二男の養育費をＸが負担することもなかったのであり、この点をどう考えるかによって、結論が左右されることになるであろう。

5　改正法の行方

2022年の末の臨時国会で民法の改正案が可決され、2024年の４月１日に施行される予定である。この改正によれば、民法の嫡出推定の規定が改正を受け、現行民法772条の内容には変更なく、婚姻解消後にすぐに再婚したような場合（女性の再婚禁止期間についての現行民法733条は削除される予定である）における嫡出推定の仕組みが追加されることになる（基本的に最後の婚姻の夫が父親と推定されることになる（改正民法772条３項・４項））。

嫡出否認の規定は大きく変更を受け、現行法では、父のみが嫡出否認権者となっているのを、父に加えて、子や母からも嫡出否認の訴えが可能となる（改正民法774条）。

さらには、嫡出否認の訴えの出訴期間が、現行法では出生後１年とされているのを改正法では、原則出生後３年と伸張されている（改正民法777条）。子からの嫡出否認だけは例外的に、父と継続して同居した期間が３年未満の場合のみであるが、子は21歳になるまで嫡出否認が可能となる（改正民法778条の２第２項）。さらに子はその間に受け取った養育費の償還義務を負わないとのルールも新設される（改正民法778条の３）。このように例外的に子の出生から非常に長い期間の間、嫡出の否認が可能となる場合が新設されたわけである。

とはいえ、子からの嫡出否認がなければ、親子関係を否定することはできないし、子は父から養育費の返還の心配なく親子関係の否定ができることとなる。子の保護の視点からするとこのような規定となることは理解できるであろう。しかし、本件の父親の養育費負担義務がどうなるかについては、問題が完全に解決されたと言えるかどうかは不明である。このような規定で父親からの否定が若干緩和されることによって、容易になったということができ、その一方で、子が出生して３年後以降に親子関係が否定できないことによる養育費の負担につき、今回の判決のような権利濫用による否定が、およそ考えられなくなったと言えるかどうかは不明である。今回の判決の射程がいかなる点に及ぶのかどうかにつき争いがある状況であり、その結果にもよることになろうが、少なくとも完全に今回の判決の射程が及ぶ可能性が否定されたと理解するには、躊躇を覚えざるを得ない。その意味で、今回の判決の持つ意味を考えていくことは、今後も必要になるものと思われる。

6　おわりに

本件の事案を前提として考えると、Ｙの行動はＸの嫡出否認の機会を奪ったことと同様に子の生物学上の親と法的親子関係をむすぶ機会をも奪ったのであり、強く非難に値する行動であるといえよう。①この行動よる子の不利益をどのようにカバーさせるのか、さらに、②子にはＸより十分な養育費が支払われるのであれば、子の不利益はない（あるいはこれが子の利益である）といってよいのか、等本件判決では解決されたとは言えない問題もある。これは養育費を民法上どのように位置づけるかという根本問題にかかわる。また、③民法改正により解決された問題は何か（いちおう、②の問題は子からの嫡出否認を認めることで解決できようが、すべての子に嫡出否認が認められているわけではないことを考えると、今後も問題としては残り続けることになる）という問題もある。これらの問題は引き続き検討していかなければならない。

1　たとえば、再婚禁止期間についての民法733条に関する最判平成27年12月16日民集69巻８号2427頁では、嫡出推定に関する民法772条について、「現行の民法は，嫡出親子関係について，妻が婚姻中に懐胎した子を夫の子と推定し（民法772条１項），夫において子が嫡出であることを否認するためには嫡出否認の訴えによらなければならず（同法775条），この訴えは夫が子の出生を知った時から１年以内に提起しなければならない（同法777条）と規定して，父性の推定の仕組みを設けており，これによって法律上の父子関係を早期に定めることが可能となっている。しかるところ，上記の仕組みの下において，女性が前婚の解消等の日から間もなく再婚をし，子を出産した場合においては，その子の父が前夫であるか後夫であるかが直ちに定まらない事態が生じ得るのであって，そのために父子関係をめぐる紛争が生ずるとすれば，そのことが子の利益に反するものであることはいうまでもない」と判示している。

また、DNA鑑定により、生物学上の親子関係が否定されている子につき、嫡出否認が不可能になった後に、親子関係不存在の訴えが可能かという問題に関して最判平成26年７月17日判時2235号14頁②事件では「法律上の父子関係が生物学上の父子関係と一致しない場合が生ずることになるが，同条及び民法

774条から民法778条までの規定はこのような不一致が生ずることをも容認しているものと解される」と判示している。

2　中川善之助『新訂親族法』（青林書院新社1965年）364頁参照。

3　松倉耕作「嫡出性の推定と避妊」法時45巻14号130頁参照。

4　梶村太一「嫡出子否認の訴えと親子関係不存在確認の訴え」判タ934号43頁参照。）

5　中川善之助『新訂親族法』（青林書院新社1965年）363頁参照。なお、我妻教授は、家庭の平和を協調し、その平和を守るためには、生物学上の親子と法律学上の親子の差異を認めると考えている。この点につき、我妻栄「親族法」（有斐閣1961年）221頁参照。

6　最高裁平成10年８月31日家月51巻４号33頁、最高裁平成12年３月14日判時1708号106頁など。

7　寺田逸郎裁判官の意見では以下のように述べられている。すなわち、「現行の民法では，「夫婦」を成り立たせる婚姻は，単なる男女カップルの公認に止まらず，夫婦間に生まれた子をその嫡出子とする仕組みと強く結び付いているのであって，その存在を通じて次の世代への承継を予定した家族関係を作ろうとする趣旨を中心に据えた制度であると解される。嫡出子，なかでも嫡出否認を含めた意味での嫡出推定の仕組みこそが婚姻制度を支える柱となっており，婚姻夫婦の関係を基礎とする家族関係の形成・継承に実質的な配慮をしていると考えられるのである」とし、「男女カップルに認められる制度としての婚姻を特徴づけるのは，嫡出子の仕組みをおいてほかになく，その中でも嫡出推定は，父子関係を定める機能まで与えられていることからも中心的な位置を占める。また，嫡出子とされることにより未成年の間は自動的に夫婦の共同親権に服することとなること（民法818条１項，３項）は，まさに婚姻と嫡出子との結び付きを明らかにするものであるし，嫡出子は夫婦の氏を称することとされていて（同法790条１項本文），夫婦に同氏を称するよう求められる仕組み（同法750条）の下でいずれかの氏を選択することが，実質的には嫡出子の氏を決める意味を持つことも見逃せないところである」と嫡出推定と婚姻の結びつきが強調されている。

8　推定の及ばない子に関する最判平成26年７月17日判決判時2235号14頁は、「夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり，かつ，夫と妻が既に離婚して別居し，子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても，子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから，上記の事情が存在するからといって，同条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず，親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできないものと解するのが相当である。」と判示している。

9　水野紀子「判批」民法判例百選Ⅲ親族・相続［第２版］（2015年）32頁、高橋朋子「判批」重判平成23年度（2012年）86頁など。

10　宮本誠子「判批」民法判例百選Ⅲ［第３版］（2023年）34頁。

Information for Members ―お知らせ―

重要

会報９月号

会員名簿について（お知らせ）

愛知県行政書士会　総務部

1　本会ホームページでの掲載について

本会では、各種情報を会員の皆様に利用していただけるようホームページに掲載し、その活用を推奨しております。

会員名簿につきましては、以下のとおり掲載を予定しております。

⑴　掲 載 日　　令和５年９月６日（予定）
⑵　掲載場所　　本会ホームページ → 会員ページ内 → 会員名簿

2　冊子の配付について

希望される会員に対し冊子の配付をいたします。

下記により事務局宛へFAX（052－932－3647）または郵送にてお申し込みください。お電話での申し込みは受付いたしません。

なお、先着100名様限定となっておりますので、お早めにお申し込みください。

⑴　配付時期　　令和５年10月上旬（予定）
⑵　配付方法　　郵送（送料は会員負担）

令和５年度会員名簿　冊子配付の申込書

当年度の会員名簿の冊子での配付を希望します。

＿＿＿＿＿＿＿＿支部　　会　員　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（会員番号【３～４桁】：　　）

研修会動画一覧

ライブラリ研修　：会館にて視聴していただきます。次頁のライブラリ研修申込書によりお申込みください。
オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】－【ライブラリ】－【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

（令和５年７月25日現在）

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
1	総務部	525	H28．2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2		546	H30.12．6	被災者支援に関する研修会	○	○
3	建設環境部	607	R 4．2．7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	○
4		620	R 4．9.29	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
5		623	R 4.11.29	建設環境部業務研修会	○	○
6		627	R 5．1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
7	運輸交通部	551	H29．1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
8		595	R 3.10．4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
9		599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	○
10		615	R 4．8．1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	○	○
11		624	R 4.12．1	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度に関する研修会	○	○
12	国際部	509	H26.12.25	はじめての国際法１	○	○
13		510	H27．2.18	はじめての国際法２	○	○
14		526	H28．3．7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
15		528	H28．4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
16		540	H30．2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○
17		547	H31．2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
18		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
19		563	R 2．1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
20		562	R 2．2.28	特定技能に関する研修会	○	○
21		578	R 2.12．3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○
22		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	○
23		611	R 4．6．9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	○
24		625	R 4.12．9	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会（特定技能等）	○	○
25	私法部	420	H24．2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
26		488	H26．3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
27		504	H26.12．4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
28		534	H29．8.28 H29．9．4	法定相続情報証明制度研修会 第２部　戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
29		539	H30．2.22 H30．3．1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○
30		554	R 1．9．9	債権各論　契約に関する研修会	○	○
31		571	R 2．8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○
32		591	R 3．9．2	事業承継に関する研修会	○	○

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
33	私法部	602	R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	○
34		608	R 4. 2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	○	×
35		610	R 4. 3.17	私法部初心者向け研修会	○	○
36		616	R 4. 8.25	相続登記義務化に関する研修会	○	○
37		621	R 4.11.15	民法改正後の実務に関する研修会	○	○
38		631	R 5. 3. 1	私法部初心者向け研修会	○	○
39		632	R 5. 3.15	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○
40	国際部・私法部	618	R 4. 9. 8	韓国の相続に関する研修会（合同開催）	○	○
41	私法部・土地利用部	636	R 5. 5.23	相続土地国庫帰属制度に関する研修会	○	○
42	土地利用部	559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準(主に第16号)について	○	○
43		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
44		603	R 3.12.17	都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準分家住宅の研修会	○	○
45		609	R 4. 2.22	農地法第４条５条許可申請書の書き方及び 建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	○
46		626	R 4.12.19	所有者不明土地法の改正等及び特定都市河川浸水被害対策法（雨水浸透阻害行為許可）に関する研修会	○	○
47		628	R 5. 1.27	開発許可申請等に関する研修会	○	○
48		630	R 5. 2.22	「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会	○	○
49	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
50		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
51		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
52		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
53		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
54		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
55		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×
56		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【１回目】	○	○
57		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【２回目】	○	○
58		584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○
59		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○
60		590	R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○
61		604	R 3.11.12	CADによる図面作成（基本的操作の出来る方対象）研修会	○	○
62		605	R 4. 1.28	著作権に関する研修会	○	○
63		617	R 4. 8.30	薬機法に関する研修会	○	○
64		637	R 5. 7.24	労働者協同組合法に関する研修会	○	○

ライブラリ研修申込書

令和　　年　　月　　日

愛知県行政書士会会長　殿

申込者	氏　名		
	支　部	支部	事務所TEL・FAX
	会員番号		TEL（　　）　　—
	メールアドレス		FAX（　　）　　—

下記のとおり、研修会視聴を申込みます。

視聴希望日時	番号	研修開催日	内　容	備考
（例）　令和○年○月○日▽時	531	平成28．9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	

誓約事項

1．　お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の７日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。
	（視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1．　視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。
	2．　視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。
	3．　館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。
	4．　視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は
	退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページhttp://www.aichi-gyosei.or.jp/の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もございますのでご利用ください。

会受領印欄	

初心者向け業務相談のお知らせ

これから業務を始める方等を対象とした業務相談についてお知らせいたします。

業務相談は、随時受付（要予約）いたしますので、ご希望の方は、愛知県行政書士会事務局まで「業務相談申込書」を FAX（052-932-3647）またはメール（mo-gyoumu@staff-aichikai-gyousei.net）送信のうえ、お問い合わせください。

・相談は原則として愛知県行政書士会館で行います。
・申し込みをされた方には、該当する部会からお電話を入れ、日程を調整致します。日中にご連絡がとれる電話番号でお申し込みください。
・業務相談の当日は、相談内容に関する資料をお持ちください。
・相談時間は一人１時間程度を予定していますので、ご了承願います。

建設環境部　建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談

内　容　　建設業許可、経営審査事項等の建設業関係業務について
内　容　　産業廃棄物収集運搬業許可について

運輸交通部　運輸交通関係業務相談

内　容　　自動車登録（車庫証明含む）について

国　際　部　国際関係業務相談

内　容　　国際関係業務について

土地利用部　土地利用関係業務相談

内　容　　開発許可申請、農地転用許可申請等について

法人経営部　法人経営関係業務相談

内　容　　風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）について

私　法　部　私法関係業務相談

内　容　　相続手続き、遺言書起案、任意後見契約、契約書作成等について

愛知県行政書士会　　御中

年　　月　　日

初心者向け業務相談申込書

次のとおり、業務相談に申し込みを行います。（該当する部に○印）

- 建設環境部　建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談
- 運輸交通部　運輸交通関係業務相談
- 国　際　部　国際関係業務相談
- 土地利用部　土地利用関係業務相談
- 法人経営部　法人経営関係業務相談
- 私　法　部　私法関係業務相談

支　　部		会員番号	
氏　　名		電話番号	
相談内容 （詳細を具体的にお書きください。）			

愛知県行政書士会　ＦＡＸ　052-932-3647



名南支部：鈴木　孝一会員

会報委員　長峰　均



今回の会員訪問記は、名南支部の鈴木孝一会員の事務所を訪問しました。鈴木会員は、愛知県行政書士会理事、名南支部会計担当幹事の役職を担い、会の為にご尽力いただいています。会社勤務の傍ら、ご自身の座右の銘でもある「芸は身を助ける」のことわざを実行され、行政書士は昭和52年に取得、会社勤務退職後の平成20年に登録されました。

鈴木会員は、社会保険労務士にも試験合格・登録されています。現在は、行政書士業50％、社労士業50％という業務比率との事です。行政書士としての取扱業務は「相続関係が主で、その他入管関係、建設業関係」を専門とされています。支部の無料相談会にはいつも参加していただき、柔和なお人柄で相談者に応対され、他の相談員への気遣いも忘れる事無く接していただいています。また、社労士としては顧問業務を主としておられるとの事です。

なお他に消防設備士の資格も所持され、地域の為に消火器点検の実績もあるそうです。税理士試験にも挑戦され、５科目中２科目に合格されておられるとの事です。

常に「顧客の立場に立って」を信条に日々業務に励んでおられます。

趣味をお伺いしたところ、「社交ダンス」との事です。鈴木会員のお人柄は、このようなご趣味から培われているのかもしれません。

最後に、支部の行事には積極的に参加・ご協力をいただき御礼申し上げます。今後とも一層のご活躍を願い、会の発展に寄与して下さる事を期待したいと思います。有り難うございました。

支部だより

中央支部　令和５年度暑気払い

会報委員　猪子　和美

日　時　令和５年７月21日㈮
　　午後６時30分～８時30分
場　所　伏見　アリーズ名古屋（ホテルシルク・トゥリー名古屋２階）
出席者　60名



４年ぶりに中央支部の暑気払いが、地下鉄伏見駅近くのアリーズ名古屋（ホテルシルク・トゥリー名古屋２階）にて開催されました。梅村会員の司会のもと、八十川支部長の挨拶、前支部長でもあり今年度より愛知県行政書士会の経理部をご担当される中村常務理事の乾杯の挨拶とともに会がスタートしました。

食事はブッフェスタイルで、料理を取りに行く間も賑やかな会話が飛び交い、終始和やかな雰囲気でした。新型コロナの感染予防対策で制限のあった名刺交換も自由に行われ、仕事や事務所の話などで交流を深めることも出来て、楽しく有意義な時間を過ごすことが出来ました。

あっという間の２時間でしたが、元支部長でもあり現愛知県行政書士会の竹田会長もご多忙の合間を縫って駆けつけて下さり、「またこの様にたくさんの支部の皆さんとお会いできて本当に嬉しいです。」との中締めの挨拶を頂戴し、散会となりました。

新型コロナが第５類に分類されたとはいえ、これからも皆様に安心して参加していただけるよう支部幹事一同配慮を忘れず尽力いたします。

一宮支部　令和５年度暑気払い懇親会

会報委員　深川　範江

日　時　令和５年７月22日㈯
　　午後６時～９時
場　所　肉と赤ワイン　ガチバル
出席者　31名



コロナ禍が少し落ち着きしばらく開催することができなかった暑気払い懇親会を久しぶりに開催することが出来ました。

開催に先立ちまして、今井昌隆支部長より挨拶をいただきました。

乾杯の音頭は、重鎮の和田彌一郎会員がされました。以前に比べると女性の会員がとても多くなり、今回の暑気払いに女性の参加も多くみられ、役員になっていることがとても頼もしい事であるとのお話をされました。

久しぶりの暑気払い懇親会ということでとても活気のある会になりました。新人会員や初めて会う会員との名刺交換やご挨拶などで話が盛り上がっており、多くの会員の方とお話しをしてとても有意義な時間を過ごすことが出来たのだと思いました。

おいしい食事と楽しい歓談で時間が過ぎるのも忘れるくらいでした。

最後に、中締めの挨拶を内藤広子会員からいただき、一丁締めにて盛会のうちに暑気払い懇親会を終えることが出来ました。

幹事の玉田和弘会員・森田信頼会員お疲れ様でした。本当にありがとうございました。

一宮支部　まちの宮市ブース出展

一宮支部　坂川　京子

日　時　令和５年５月28日(日)
　　午前11時～午後４時
場　所　一宮市本町通商店街アーケード
出席者　４名（支部出展スタッフ）



この度一宮支部では、一宮市本町通商店街を中心に開催されたイベント「まちの宮市」において、支部のPR活動のために、一宮ソーシャルビジネス支援ネットと共同でブースを出展しました。このイベントは杜の宮市準備委員会が主催し、一宮市街地の中心部にある商店街でクラフト作品や食品の販売、モノづくり体験、路上ライブなどが行われます。私たちはその中のヒロガルソーシャルという企画で出展し、日本政策金融公庫一宮支店様のブースに相乗りさせていただく形で、PR資料をご来場者に配布しました。

当日は良いお天気に恵まれ、人出もなかなかのものでした。

お子さん連れの方には、ラムネ菓子のつかみ取りで足を止めていただきパンフレットを手渡しする作戦だったのですが、つかみ取りを知らないお子さんが多く、コロナ禍の下イベントが行われなかった影響が表れているのかと思いました。

ご年配の方やブースに貼ったポスターに目を止めて下さった方には、相続・遺言・土地のこと何かお困りごとはありませんかと声かけをしてパンフレットをお渡ししました。

遺言書は書いておいたほうがいいのかなとか、親族が亡くなったばかりで相続についてはちゃんと考えたいとおっしゃられる方もあり、無料相談会のチラシをお渡しして、お気軽にご相談くださいとお伝えしました。

イベント参加が初めての新人も積極的に声かけをして頑張りました。

私たち行政書士が困りごとの解決のためのパートナーとして選んでいただくために、今後も支部の広報活動に協力していきたいと思います。

ちょっとひと息　「総合環境政策」～「地球温暖化対策のための税」について～

Q 経済状況も厳しい中、なぜ、今、「地球温暖化対策のための税」を導入しなければならないのですか。

A 地球温暖化の防止は人類共通の課題であり、あらゆる人に利益をもたらすものです。従って、そのための負担は、エネルギーを利用する方全体で幅広く公平に担っていくべきと考えています。

こうした「受益と負担」の関係に着目し、温室効果ガスの９割を占めるエネルギー起源CO_2の原因をもたらす全化石燃料に対し、「広く薄く」公平にCO_2排出量に応じた課税を行うこととしました。

もちろん、現下の経済情勢を踏まえ、急激な負担増を避けるために、施行から３年半で段階的に実施していくこととしているほか、特定の分野、産業の負担増に配慮した免税や還付措置、導入に伴う各種の負担軽減措置なども、あわせて行うこととしています。

また、税収を、産業・民生・運輸といった広範な分野への効果的な地球温暖化対策に活用し、新たな需要・イノベーションを喚起することも期待できると考えています。

出典：環境省HP「よくある質問（Q＆A集）」より

昭和支部　令和５年度 支部総会・懇親会

会報委員　上田　恵美

日　時　令和５年６月17日㈯
　　午後５時～７時
場　所　東京第一ホテル錦11階宴会場アンピオ
参加者　49名



昭和支部では、定時総会を令和５年４月22日㈯に開催しておりましたが、新型コロナ感染症の法上位置付けが令和５年５月８日より２類から５類に変更されるのを待って、別日での懇親会開催となりました。定時総会と別日での開催にも関わらず、多くの会員に参加をいただきました。

当日は、お忙しい中、愛知県行政書士会の竹田勲会長に来賓としてご出席いただき、挨拶を賜りました。

清水由佳幹事の進行のもと、新入・転入会員の挨拶や新任役員と退任役員の紹介などが行われました。新規入会された会員にとっては、入会後初めての制限のない交流の場になりました。先輩会員の先生方と積極的に情報交換をしている姿が見られ、色々と貴重なお話を聞けるとてもいい機会になったと思います。

会場全体の雰囲気もとても和やかで、終始笑顔にあふれたものとなり、あっという間の２時間で、会員の皆様が楽しいひと時を過ごせたと思っております。

今年度は、ここ数年続いてきたような制限がなくなり、活気を取り戻し、より幅の広い、有意義な支部活動ができることを願っています。今後は更に、支部会員の皆様のご意見を取り入れ、ご協力のもと、昭和支部を盛り上げていきたいと思っております。

知多支部　令和５年度知多支部親睦研修旅行

会報委員　岡田　晋太郎

日　時　令和５年６月25日㈰
　　午前８時～午後３時30分
場　所　『犬山城・城下町散策、
　　木曽川遊覧・昼鵜飼』



今回、知多支部では「国宝犬山城城下町散策と鵜飼遊覧船会食の旅」として、バス旅行を開催しました。梅雨時期でしたが、天候にも恵まれ、バス２台での出発となりました。

「犬山城」城下町散策では、各会員が犬山城を登ったあと、城下町で散策、飲食、お買い物を楽しみました。

その後は場所を少し移動して木曽川の屋形船にて遊覧及び昼食を堪能し、犬山の昼鵜飼を観覧しました。

船上では、陸上と違って木曽川に吹き抜けるさわやかな風が吹き、とても快適に遊覧を楽しむことができ、屋形船の会食では会員同士の親睦も深まった様子でした。また、船頭さんからは木曽川鵜飼の歴史や特徴を説明していただきました。

今回鵜飼遊覧を初めて経験する会員の方も多く、遊覧が昼間ということもあり、鵜匠の手縄さばき、鵜匠や鵜の動きが鵜飼船の近くで詳細に観覧することができて、夜鵜飼とは違った体験をすることができました。

昼に鵜飼を観覧できるのは木曽川鵜飼だけとのことで、このような体験をさせていただいた企画・運営の皆様には感謝申し上げます。心も体も癒され、大満足の内容の研修旅行でした。

岡崎支部「家屋等調査業務について」

会報委員　伊東　毅

日　時　令和５年６月26日㈪
　　午後１時30分～４時
場　所　竜美丘会館　501会議室
講　師　岡崎支部　鍋田建治会員
参加者　11名



今回の支部研修会は、岡崎支部の鍋田建治会員に家屋等調査業務について講義していただきました。

空家等、特定空家等の定義の解説から始まり、相続の基礎を理解するために、法の適用に関する通則法や、旧民法から今日に至るまでの改正の歴史を振り返るとともに、平成30年の民法改正の３つのポイントである①配偶者保護、②自筆証書遺言保管制度等の遺言の利用促進、③相続人等関係者間の公平の促進について詳しく解説していただきました。

家屋等調査業務では、「相続人の確定」が重要になることから、戸籍謄抄本の申請方法や戸籍謄抄本で相続人を確認する方法、また自筆証書遺言保管制度を利用した遺言を執行する時は、原本ではなく、遺言書情報証明書で行うことができること、さらに不明相続人の不動産の共有者は、裁判所の決定を得て供託すれば不動産の持分を取得、譲渡できる等の実務に役立つ多くのポイントを的確に解説していただきました

法律の条文を十分に理解した上で、業務にあたることの大切さを再認識させていただく大変有意義な研修会となりました。

岡崎支部「インボイス制度」

会報委員　伊東　毅

日　時　令和５年７月５日㈬
　　午後２時～４時
場　所　竜美丘会館　501会議室
講　師　日下部　浩二郎会員（岡崎支部）
参加者　13名



今回の支部研修会のテーマは「インボイス制度」です。講師は、税理士でもある岡崎支部の日下部浩二郎会員です。

はじめに消費税の基本的な仕組みや仕入税額控除について解説していただいた後、免税事業者である行政書士と建設業のお客様との取引を例にして、行政書士が適格請求書（インボイス）の発行事業者として課税業者となり、お客様から求められてインボイスを発行し、お客様が仕入税額控除の適用を受ける流れの説明と、もし行政書士がインボイスを発行できない場合は、お客様にどのような影響があるのかについて説明していただきました。

また、期限付きではあるが、通常の消費税の計算方式ではなく、売上税額の２割を納付すれば良い負担軽減措置の解説や、みなし仕入れ率（サービス業である行政書士は50％）を使って消費税を計算する簡易課税制度の解説も非常に参考になりました。

最後に、インボイスの発行事業者になるための登録申請の方法を国税庁のサイトを参照しながら説明していただきました。

インボイス制度の全体像をしっかりと理解できた有意義な研修会となりました。

昭和支部　令和５年度第１回市民法務研究会

会報委員　上田　恵美

日　時　令和５年７月11日㈫
　　午後３時30分～６時
場　所　天白スポーツセンター１階第２会議室
出席者　19名
テーマ　『相続・遺言に関する基本～応用編』
講　師　岩木　良太会員（昭和支部）



今回は、令和５年度第１回市民法務研究会として、第１部は無料相談会の実施報告、第２部は上記テーマによる研修の２部構成で実施しました。

第１部では３月から６月までに実施した無料相談会の担当会員による相談内容の報告と質疑応答を行いました。相談内容は遺言・相続に関するものが中心ですが、不動産や税務に関する周辺知識のことも含まれており、幅広い知識が求められていると再認識しました。行政書士では対応できない分野については適切な相談機関を案内できる能力も必要であると実感しました。

第２部では、司法書士もされている岩木良太会員に上記テーマによる講義をしてもらいました。相続の基本的な知識に加え、旧民法時代の家督相続のことや相続分割合の変遷についても触れていただき、かつ来年４月１日施行予定の相続登記の義務化のことについても解説していただきました。遺言に関する分野では、自筆証書遺言の要件や記載時の注意点のほか、自筆証書遺言と公正証書遺言との比較、公証役場での遺言書検索方法、法務局の遺言書保管制度のことまで幅広い内容について解説していただきました。遺言・相続に関する基本的な知識（応用含む）及び周辺知識の習得という本研修の目的を達成することができ、大変有意義なものとなりました。

岡崎支部　「建設業許可業務について」

会報委員　伊東　毅

日　時　令和５年７月12日㈬
　　午後１時30分～４時
場　所　竜美丘会館　501会議室
講　師　米村　篤史会員（岡崎支部）
参加者　10名



今回は、岡崎支部の支部長である米村篤史会員による建設業許可業務の初心者を対象とした支部研修会です。

最初に心構えとして、建設業許可業務は新規許可申請をした後にお客様との関係が終了してしまうものではなく、その後毎年事業年度終了届を提出したり、役員や事務所移転などの変更があれば変更届を提出する業務へと続いていくため、お客様へのアフターフォローが大切であることを述べられました。

また、お客様との会話で頻繁に出てくる言葉として、元請・下請・応援・人工（にんく）などの用語の解説や、経営業務の管理責任者や専任技術者としての許可要件を満たすために、お客様にどのような確認をして、どのような資料を用意していただくかなどの解説がありました。

さらに、申請書や添付書類を作成する上で間違いやすい点を中心に丁寧に説明していただきました。

講義中は、随時質問を受け付けるスタイルで進められましたので、参加された会員から、実際に業務を進めている中で疑問に思っていることを積極的に質問する場面が多々あり、座談会のような雰囲気で非常に充実した研修会となりました。

尾北支部　研修会

会報委員　山口　勝司

日　時　令和５年７月15日㈯
　　午後３時30分～５時15分
場　所　江南市民文化会館　２階　美術工芸室
講　師　こころボイス代表　川添　美穂
テーマ　『信頼されるコミュニケーションと対話力』
参加者　23人



尾北支部では、こころボイス代表川添美穂先生を講師としてお招きし､「信頼されるコミュニケーションと対話力」をテーマに研修会を行いました。

川添先生は各地のイベントや結婚式などでの司会業をはじめ、ラジオなどでのレポーターを務める傍ら、司会業で培ったコミュニケーションの経験と心理学を取り入れた内容の企業研修で数多くの講師を務めている方です。

研修内容は、より信頼される行政書士になるために、コミュニケーション能力や対話力を向上させる事が必要であるとして、どのようにしてそれらの力を高めていくかというものでした。簡単なゲームなどもたくさん盛り込まれ、終始笑いの絶えない分かりやすい内容の講義でした。

中でも「自分の話を聞いてもらうには、まず相手の話をしっかり聴き、受け止める事で相手から信頼され、本心を聞きだす事ができる」と言った先生の言葉は普段何気なく顧客や家族と接している中で思い当たる部分も多くあり、とても参考になりました。

先生は研修後の懇親会にも参加してくださり、ざっくばらんな雰囲気の中、質問にも詳しく答えてくださるなど、とても濃い内容の研修会となりました。

名古屋支部　７月支部常設無料相談会

会報委員　宮本　隆

日　時　令和５年７月18日㈫
　　午後１時～４時
場　所　中村生涯学習センター
相談員　５名



名古屋支部では中村生涯学習センターにて毎月第三火曜日に常設無料相談会を開催しており、令和５年７月も予定通り開催致しました。

７月のご相談件数は、７件と多く、うち６件が相続に関するものであり、その相続に関するご相談の内容について一部を紹介します。

推定相続人に意思能力のない方がいる場合についての相続手続きに関する方法であったり、推定相続人が兄弟姉妹であり、かつ兄弟姉妹の中に既に亡くなっている方がいる場合についての相続人に関する内容でした。

なお、いくつかのご相談に共通しておりますが、相続人を確定させていない状況において遺産に関する分割の方法にご不安やご心配を抱えており、ご相談に来られた方もおられるようでした。

また、遺産である土地や建物についての相続手続きに関する方法のご相談であり、最近、増えているご相談は、処分が困難な土地に関する内容が含まれていることもあり､「相続土地国庫帰属制度」をご案内することも今しばらく続くのではないかと考えます。新たな業務として大いに期待できるのではないだろうか。

そして、我々行政書士は、このニーズに応えるべく、新たな業務に関する専門性について研鑽を怠らず、受任に備える必要があると強く感じた。

東三支部　令和５年度第２回幹事会

会報委員　山崎　仁

日　時　令和５年７月19日㈬
　　午後３時～４時45分
場　所　カリオンビル５階大会議室
出席者　38名



７月19日、カリオンビル５階大会議室にて、令和５年度第２回目の東三支部幹事会が開催されました。

始めに水野悠支部長より開会のことばがあり、本幹事会成立の報告、議事録署名者の指名に続き、各部の令和５年度の会務経過報告がありました。この中で総務部担当の山本真基副支部長からは支部会員名簿の更新等について、企画部担当の木村寿副支部長からは新人会員研修の開催等について、広報部担当の影山雅秀副支部長からは「大雨水害被災者向け相談」の受付等について、経理部担当の佐貫美抄副支部長からは罹災された会員への水害見舞金給付等についての説明がありました。

その後各業務部会の令和５年度事業経過報告へと進行し、各業務部会からは今年度の研修会の開催方法などについての説明がありました。

質疑応答及び総括では、山口妙子相談役より書籍購入に関する質問、市川雅敏相談役より補助者の業務内容および研修についての意見、小柳津えみ相談役より豊橋市国際交流協会への協力についての意見などがあり、無事に閉会となりました。

今回は新執行部体制となって初めての幹事会となり、新たにブロック幹事になられた会員も増えております。今後、これまでの良い部分を踏襲しつつ、新しい視点での取り組みを増やしていただき、東三支部の活動がより活発なものとなることを期待いたします。

碧海支部　令和５年度第１回支部研修会

会報委員　鈴木　景子

日　時　令和５年７月20日㈭
　　午後３時30分～５時30分
場　所　刈谷市総合文化センター
　　中央生涯学習センター　402号室
テーマ　『相談員の心構え』
講　師　鍋田　建治会員（岡崎支部）
参加者　18名



令和５年度初めての碧海支部研修会として、岡崎支部の鍋田建治会員をお迎えして、「相談員の心構え」の研修会を実施いたしました。

はじめに、相談員をするにあたっては（共感）と（信頼）が何より大切だということから、資料に沿って相談の全体像、相談の３つのステップを分かりやすく説明して頂きました。

次に、主に対面相談における「相談力」のスキルアップのテクニックを36項目に分けて具体的にご講義いただきました。

最後に、電話相談やSNS相談についてもいくつかのポイントを説明していただきました。研修資料はワーク形式になっており、会員は熱心に講義を聞きながら、真剣にメモを取り受講していました。

相談できる雰囲気を作ったり相談者の話をじっくり聴くことだけでなく、話の三つの要素（事実・推定・感情）を把握したり、相談者の思考の「クセ」を見抜くことなど、普段あまり意識していないようなこともあり、今後の相談の際には是非意識してみようと思いました。今回の研修会の内容を皆様の日々の業務にお役立ていただければ幸いです。

Report —事務局—

■令和５年６月

１日㈭	渡辺副会長、野﨑常務理事　職務上請求書確認
２日㈮	正副会長会開催 部長会開催 理事会開催 内藤副会長、野﨑常務理事、鈴木理事　自由業団体第30回フレッシュマン･フォーラム10’出席
５日㈪	竹田会長、岩崎常務理事、佐藤理事　自販連との懇話会出席
６日㈫	ADR手続説明会開催
７日㈬	ADR第一回手続実施期日開催 竹田会長、早川副会長、佐藤常務理事　県都市総務課訪問 土地利用部業務相談会開催
８日㈭	伊福副会長　暴力追放推進委員委嘱式、研修会出席 経理打合せ開催 早川副会長、佐藤常務理事　環境局資源循環推進課中部地方整備局建設産業課訪問
９日㈮	中地協定時総会出席
10日㈯	中地協定時総会出席
12日㈪	内藤副会長、野﨑常務理事、中村・鈴木理事　自由業団体大学生のための資格業ガイダンス出席 竹田会長、内藤・子安副会長　県福祉課訪問 法人経営部業務相談会開催
13日㈫	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談所開催 会報７月号校正会議開催 平松・芳賀常務理事　職務上請求書確認
15日㈭	日行連定時総会出席
16日㈮	日行連定時総会出席
19日㈪	正副会長会開催 総務、経理、法務打合せ開催
20日㈫	登録証交付式 ADR手続説明会開催 竹田会長　東区長来館対応
21日㈬	伊福副会長、佐藤常務理事　職務上請求書確認
22日㈭	内藤副会長、野﨑常務理事　自由業団体当番会出席 竹田会長、早川・子安副会長、本多常務理事　名古屋市住宅都市局、健康福祉局来館対応
23日㈮	申請取次行政書士管理委員会開催 内藤副会長、野﨑常務理事　県法務文書課、名古屋市広聴課訪問 八十川理事　封印払出書確認
27日㈫	建設環境部業務相談会開催 伊福副会長、野﨑常務理事　職務上請求書確認 職員採用試験・面接開催
28日㈬	部長会開催 支部長会開催 職務上請求書等管理委員会開催 早川副会長、本多常務理事　職務上請求書確認

■令和５年６月

30日㈮	子安副会長、中村常務理事　名古屋簡易裁判所傍聴 竹田会長、早川副会長　中部管区行政評価局訪問 経理打合せ開催

■令和５年７月

３日㈪	法人経営部業務相談会開催 職員採用面接開催
４日㈫	正副会長会開催 ADR手続説明会開催 竹田会長、早川副会長　堤・安田弁護士来館対応 県都市総務課との意見交換会開催 渡辺副会長、岩崎常務理事、佐藤理事　中部運輸局自動車技術安全部管理課、県警交通規制課訪問 総務、経理、広報打合せ開催
５日㈬	渡辺副会長、野﨑常務理事　職務上請求書確認 会報打合せ開催 伊福副会長、勝田常務理事　県都市計画課、名古屋市開発指導課開発審査係、住宅計画課、県農業振興課、土地家屋調査士会訪問
６日㈭	竹田会長　日行連正副会長会出席 伊福副会長　暴力追放セミナー出席
７日㈮	早川副会長　行政書士試験実施に係る説明会出席
10日㈪	部長会開催 理事会開催 親族調査業務説明会開催
11日㈫	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談所開催 県指導検査対象者選定開催 早川副会長　苦情対応
12日㈬	第１回試験正副サブ責任者会議開催
13日㈭	運輸交通部会開催 封印管理委員会開催 経理部会開催 法人経営部会開催 早川・渡辺副会長　職務上請求書窓口指導 勝田常務理事　職務上請求書確認 伊福副会長、勝田常務理事　尾張建設事務所、マンション管理士会、日本不動産協会訪問
14日㈮	竹田会長、芳賀常務理事　中警察署生活安全課訪問 広報部会開催 土地利用部会開催 会報委員全体会議開催 芳賀常務理事　職務上請求書確認 神谷理事　封印払出書確認
18日㈫	ADR手続説明会開催 法務部会開催
19日㈬	竹田会長　日行連正副会長会出席 竹田会長　日行連理事会出席 私法部業務相談会開催 平松・蓬田常務理事　職務上請求書確認 職員採用試験・面接開催

■令和５年７月

20日㈭	竹田会長　日行連常任理事会出席 登録証交付式 国際部会開催 渡辺副会長、蓬田常務理事、中山理事　名古屋国際センター、国際協力センター、名古屋入管訪問
21日㈮	建設環境部会開催 職員採用面接開催
24日㈪	労働者協同組合法に関する研修会開催 私法部会開催 伊福副会長、勝田常務理事　宅建協会訪問
25日㈫	申請取次行政書士管理委員会開催 伊福副会長、芳賀常務理事　県警生活安全課、組織犯罪対策局、県法務文書課、暴追センター、浄化協会訪問 渡辺副会長、蓬田常務理事、中山理事　あいち産業振興機構訪問
26日㈬	伊福副会長、佐藤常務理事　職務上請求書確認 法教育打合せ開催
27日㈭	経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催 建設環境部業務相談会開催 会報９月号編集会議開催 野﨑常務理事　広告業者訪問
28日㈮	竹田会長、早川副会長、本多常務理事　中部労働保険協会来館対応 総務部会開催 綱紀委員会開催 苦情対応委員会開催 監察委員会開催 ADR運営委員会開催
31日㈪	早川副会長、本多常務理事　堤・安田法律事務所訪問 職員採用面接開催

会員の動向

令和５年７月10日現在

個人会員数　3,271人
法人会員数　90法人

新規登録入会者の紹介



登録番号　第23191395号
会員番号　第6813号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　吉田　哲朗

事務所　行政書士吉田哲朗事務所
名古屋市中区栄五丁目19番31号(T&Mビル３F３X)
電話番号　090-6090-0386　所属支部　中央



登録番号　第23191399号
会員番号　第6817号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　大池　洋平

事務所　大池行政書士事務所
名古屋市千種区東千種台13番８号
電話番号　052-990-3227　所属支部　中央



登録番号　第23191396号
会員番号　第6814号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　中山　尚美

事務所　中山尚美行政書士事務所
豊川市八幡町上ノ蔵27番地の１
電話番号　0533-87-8519　所属支部　東三



登録番号　第23191400号
会員番号　第6818号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　和田　かさね

事務所　you and me行政書士事務所
一宮市大和町苅安賀字上西之杁105-１
電話番号　0586-50-2771　所属支部　一宮



登録番号　第23191397号
会員番号　第6815号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　大嶋　守果

事務所　行政書士大嶋もりか事務所
豊橋市つつじが丘三丁目４番地の１
電話番号　0532-65-0310　所属支部　東三



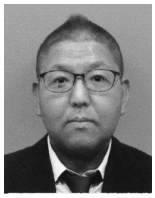
登録番号　第23191401号
会員番号　第6819号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　松永　　宰

事務所　行政書士松永宰事務所
名古屋市緑区大高町字烏戸42番地の３(ライオンズ大高レジデンスフォート603号)
電話番号　052-380-0898　所属支部　名南



登録番号　第23191398号
会員番号　第6816号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　相崎　令果

事務所　相崎行政書士事務所
名古屋市千種区日和町４丁目10番地の２
電話番号　052-761-1240　所属支部　中央



登録番号　第23191402号
会員番号　第6820号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　波多野　誠

事務所　行政書士まこと事務所
春日井市東野町９丁目17番地３
電話番号　0568-81-6180　所属支部　尾張



登録番号　第23191403号
会員番号　第6821号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　奥山　　淳

事　務　所　桜行政書士事務所
北名古屋市薬師寺13番地１
電話番号　0568-22-0042　所属支部　西北



登録番号　第23191404号
会員番号　第6822号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　吉田　一英

事　務　所　行政書士吉田一英事務所
一宮市大江１丁目４番１号
電話番号　0586-52-5777　所属支部　一宮



登録番号　第23191405号
会員番号　第6823号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　石上　敬也

事　務　所　いしがみ行政書士事務所
北名古屋市薬師寺村前70番地
電話番号　0568-23-4721　所属支部　西北



登録番号　第23191406号
会員番号　第6824号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　二又　礼子

事　務　所　二又行政書士事務所
あま市中萱津九反所52番地
電話番号　　所属支部　海部



登録番号　第23191407号
会員番号　第6825号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　伊藤　慶太

事　務　所　みなみ桜行政書士事務所
名古屋市南区平子一丁目４番２号（レジデンス光陽502号）
電話番号　050-3593-6219　所属支部　名南



登録番号　第23191408号
会員番号　第6826号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　出口　是道

事　務　所　行政書士法人あいたく
名古屋市西区城西５丁目１番14号
電話番号　052-325-2870　所属支部　西北



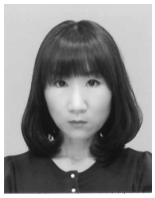
登録番号　第23191409号
会員番号　第6827号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　山田　真也

事　務　所　行政書士みらいく事務所
東海市高横須賀町浅間16番地の５
電話番号　0562-33-4333　所属支部　知多



登録番号　第23191410号
会員番号　第6828号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　佐藤　成悟

事　務　所　東名行政書士法人
名古屋市中区錦三丁目23番18号
電話番号　052-955-1417　所属支部　中央



登録番号　第23191411号
会員番号　第6829号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　澁谷　梨恵

事　務　所　行政書士やよい法務事務所
豊橋市東小池町60番地14
電話番号　090-5035-1563　所属支部　東三



登録番号　第23191412号
会員番号　第6830号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　吉田　朱莉

事　務　所　行政書士法人アベニール　名古屋中川事務所
名古屋市中川区北江町一丁目７番地 朝日ビル１階
電話番号　052-355-7581　所属支部　名古屋



登録番号　第23191413号
会員番号　第6831号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　萩原　匡峻

事務所　はぎわら行政書士事務所
豊橋市西小鷹野一丁目３番地10 セジュールせみ川102
電話番号　　所属支部　東三



登録番号　第23191414号
会員番号　第6832号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　松波　真司

事務所　まつなみ行政書士事務所
知多市にしの台四丁目12番地12
電話番号　　所属支部　知多



登録番号　第23191415号
会員番号　第6833号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　天野　翔太朗

事務所　行政書士法人あいち行政＆相続　岡崎営業所
岡崎市羽根西一丁目７番地９　YKビル３F
電話番号　0564-73-3021　所属支部　岡崎



登録番号　第23191416号
会員番号　第6834号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　山田　真輔

事務所　行政書士法人アベニール　名古屋中川事務所
名古屋市中川区北江町一丁目７番地 朝日ビル１階
電話番号　052-355-7581　所属支部　名古屋



登録番号　第23191417号
会員番号　第6835号
入会年月日　令和５年６月１日
氏　　名　張　　友達

事務所　行政書士張友達事務所
名古屋市中区丸の内１丁目11-33 ライオンズマンション第五408号
電話番号　090-6099-5021　所属支部　中央



登録番号　第23191691号
会員番号　第6836号
入会年月日　令和５年７月１日
氏　　名　澤井　重德

事務所　行政書士澤井重德事務所
名古屋市瑞穂区御莨町２丁目22番地の２
電話番号　090-1097-1715　所属支部　名南



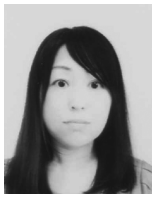
登録番号　第23191692号
会員番号　第6837号
入会年月日　令和５年７月１日
氏　　名　天野　昌彦

事務所　こむぎ行政書士事務所
岡崎市上里一丁目２番地14
電話番号　0564-79-5472　所属支部　岡崎



登録番号　第23191693号
会員番号　第6838号
入会年月日　令和５年７月１日
氏　　名　髙山　信行

事務所　髙山信行行政書士事務所
あま市上萱津銭神87番地１
電話番号　052-720-3205　所属支部　海部



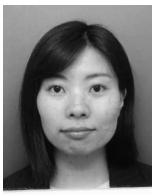
登録番号　第23191694号
会員番号　第6839号
入会年月日　令和５年７月１日
氏　　名　鬼頭　　文

事務所　行政書士事務所TOKIIRO Works
名古屋市中区錦一丁目５番11号 名古屋伊藤忠ビル４F
電話番号　080-1332-0010　所属支部　中央



登録番号　第23191695号
会員番号　第6840号
入会年月日　令和５年７月１日
氏　　名　吉田　晃汰

事務所　デコレート行政書士事務所
一宮市北方町北方字宝行寺廻り78番地１
電話番号　090-6467-5318　所属支部　一宮



登録番号　第23191696号
会員番号　第6841号
入会年月日　令和５年７月１日
氏　　名　田中　邑実

事　務　所　行政書士田中邑実事務所
名古屋市北区鳩岡２丁目18番11号(鳩岡コーポラス109号)
電話番号　　所属支部　西北



登録番号　第23191697号
会員番号　第6842号
入会年月日　令和５年７月１日
氏　　名　近藤　久美

事　務　所　行政書士事務所指甚
刈谷市東境町高山69番地
電話番号　0566-36-3093　所属支部　碧海



登録番号　第23191698号
会員番号　第6843号
入会年月日　令和５年７月１日
氏　　名　武藤　有真

事　務　所　やさか行政書士事務所
名古屋市中村区名駅３丁目23番16号 タキビル106号
電話番号　080-4546-6943　所属支部　名古屋



登録番号　第23191699号
会員番号　第6844号
入会年月日　令和５年７月１日
氏　　名　牧内　孝代

事　務　所　行政書士オフィスブリッジ
名古屋市名東区神丘町一丁目19番地３ DOHOUSE２階201号室
電話番号　090-7678-3668　所属支部　中央



登録番号　第23191700号
会員番号　第6845号
入会年月日　令和５年７月１日
氏　　名　小林　克至

事　務　所　小林行政書士事務所
名古屋市守山区森孝東一丁目949番地
電話番号　052-776-0407　所属支部　東名



登録番号　第23191701号
会員番号　第6846号
入会年月日　令和５年７月１日
氏　　名　森　　陽紀

事　務　所　行政書士法人アベニール　名古屋中川事務所
名古屋市中川区北江町一丁目７番地 朝日ビル１階
電話番号　052-355-7581　所属支部　名古屋



登録番号　第23191702号
会員番号　第6847号
入会年月日　令和５年７月１日
氏　　名　中村　　学

事　務　所　行政書士中村まなぶ事務所
あま市森五丁目10番地９
電話番号　052-740-3038　所属支部　海部



登録番号　第23191703号
会員番号　第6848号
入会年月日　令和５年７月１日
氏　　名　永井　伸樹

事　務　所　朝宮行政書士事務所
春日井市朝宮町２丁目13番地23
電話番号　0568-31-3891　所属支部　尾張



登録番号　第23191704号
会員番号　第6849号
入会年月日　令和５年７月１日
氏　　名　岩附　伸治

事　務　所　岩附行政書士事務所
豊橋市西岩田四丁目２番地の８
電話番号　0532-62-2474　所属支部　東三



登録番号　第23191705号
会員番号　第6850号
入会年月日　令和５年７月１日
氏　　名　森本　耕太

事　務　所　行政書士法人相続の窓口
名古屋市瑞穂区瑞穂通一丁目１番地15
電話番号　052-846-9077　所属支部　名南



登録番号	第23191706号
会員番号	第6851号
入会年月日	令和５年７月１日
氏名	多田　将久
事務所	多田将久行政書士事務所 名古屋市東区泉１丁目15番15号
電話番号	080-3134-9126
所属支部	中央

法人会員の変更案内

法人番号	第0501201号
会員番号	第H3号
法人の名称	東名行政書士法人
社員の所属事務所	久野　里香
変更事由	社員の所属事務所
所属支部	中央

法人番号	第2211101号
会員番号	第H94号
法人の名称	行政書士法人アクア
主たる事務所の名称	行政書士法人アクア
主たる事務所所在地	一宮市北方町北方字中土取183番地２
変更事由	事務所所在地
所属支部	一宮

法人番号	第1704701号
会員番号	第H45号
法人の名称	行政書士法人中村事務所
主たる事務所の名称	行政書士法人中村事務所
従たる事務所の名称	行政書士法人中村事務所　小牧オフィス
従たる事務所所在地	小牧市堀の内３丁目14番地　堀の内ビル３階
従たる事務所電話番号	0568-76-2857
従たる事務所の名称	行政書士法人中村事務所　岡崎南オフィス
従たる事務所所在地	岡崎市羽根町字東荒子57番地 AR岡崎スクエア５階
従たる事務所電話番号	0564-57-8517
社員の所属事務所	柴田　亜矢子
社員（加入）	今尾　健一、田中　彩加
変更事由	従たる事務所の設置、社員の所属事務所、社員の加入
所属支部	名古屋

法人番号	第1603308号
会員番号	第H107号
法人の名称	行政書士法人F＆Partners　名古屋事務所
使用人（退職）	長谷　知美
変更事由	使用人の退職
所属支部	中央

新規法人登録入会の紹介

法人番号	第2307601号
会員番号	第H110号
入会年月日	令和５年５月１日
法人の名称	行政書士法人亀井事務所
主たる事務所の名称	行政書士法人亀井事務所
主たる事務所	名古屋市昭和区川原通５丁目６番地
主たる事務所電話番号	052-763-3111
所属支部	昭和

法人番号	第2307701号
会員番号	第H111号
入会年月日	令和５年４月６日
法人の名称	行政書士法人AOBA
主たる事務所の名称	行政書士法人AOBA
主たる事務所	名古屋市中区栄二丁目２番17号 名古屋情報センタービル４階
主たる事務所電話番号	052-218-4010
所属支部	中央

法人番号	第2307801号
会員番号	第H112号
入会年月日	令和５年５月17日
法人の名称	行政書士法人ロジエンス
主たる事務所の名称	行政書士法人ロジエンス
主たる事務所	名古屋市守山区小幡南二丁目14番地 17号グランコンフォール５階
主たる事務所電話番号	052-791-0120
所属支部	東名

法人番号	第2308601号
会員番号	第H113号
入会年月日	令和５年５月１日
法人の名称	行政書士法人想
主たる事務所の名称	行政書士法人想　澤田オフィス
主たる事務所	江南市上奈良町神明241番地
主たる事務所電話番号	0587-56-2413
従たる事務所の名称	行政書士法人想　小関オフィス
従たる事務所	江南市小折本町白山28番地１
従たる事務所電話番号	080-4526-1496
所属支部	尾北

法人番号	第2308701号
会員番号	第H114号
入会年月日	令和５年５月１日
法人の名称	行政書士法人花笑み
主たる事務所の名称	行政書士法人花笑み
主たる事務所	みよし市三好町小坂１番地２ 三好グランドハイツ１階10-G号室
主たる事務所電話番号	0561-56-8670
所属支部	豊田

退会者のお知らせ

令和５年７月10日現在

支部	氏　名	退会日
東名	小　川　　彰	令和５年５月26日
西北	熊　澤　　了	令和５年５月29日
岡崎	八　木　良　一	令和５年５月31日
昭和	JIN　FUMING	令和５年５月31日
西尾	神　田　武　典	令和５年５月31日
中央	長　谷　知　美	令和５年５月31日
尾北	丹　羽　啓　介	令和５年５月31日
名古屋	今　田　泰　久	令和５年５月31日
名南	河　合　治　彦	令和５年６月22日
尾北	高　田　憲　一	令和５年６月26日
尾張	服　部　和　幸	令和５年６月30日



事務所の変更案内

支部	会員名(上)･事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	加藤　徹朗 行政書士法人AOBA				属性、事務所名称
中央	有明　園子	名古屋市東区葵三丁目３番８号 サンアピック403号	461-0004		事務所所在地
中央	服部　貴司	名古屋市東区葵三丁目３番８号 サンアピック403号	461-0004		事務所所在地
西北	鈴木　貴善	名古屋市西区城西四丁目30番13号-２ Joushin555 202号室	451-0031		事務所所在地
西北	中根　寿浩 行政書士事務所ウィズ	名古屋市北区成願寺一丁目７番21号	462-0021	052-914-2849	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
西北	寺西　梨沙			052-990-3155	事務所電話番号
昭和	三ツ口　美恵子 行政書士法人亀井事務所				属性、氏名、 事務所名称
昭和	森本　　亨			050-3593-1273	事務所電話番号
名南	佐藤　玲央磨 アムハ行政書士事務所	名古屋市南区豊田１丁目７番４号	457-0841	052-766-7184	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名南	近藤　　修	名古屋市南区元桜田町４丁目４番地	457-0032	090-4117-1733	事務所所在地、 事務所電話番号
尾張	福住　弘樹	小牧市中央４丁目92番地	485-0029	0568-54-5023	事務所所在地、 事務所電話番号

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
尾張	西原　公正			090-7913-8021	事務所電話番号
尾張	柴田　亜矢子 行政書士法人中村事務所　小牧オフィス	小牧市堀の内３丁目14番地 堀の内ビル３階	485-0046	0568-76-2857	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
尾北	澤田　和徳 行政書士法人想　澤田オフィス				属性、事務所名称
尾北	小関　正晃 行政書士法人想　小関オフィス				属性、事務所名称
一宮	永井　金敏	稲沢市池部町二丁目18番地	492-8262	090-8869-7430	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	野村　一馬	一宮市北方町北方字中土取183番地２	493-8001		事務所所在地
一宮	鄒　　徳崑 杉戸俊之行政書士事務所	一宮市せんい二丁目９番16号	491-0873		事務所名称、 事務所所在地
一宮	永井　雅敏	稲沢市池部町二丁目18番地	492-8262	090-4211-1102	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	佐枝　純一	一宮市北方町北方字中土取183番地２	493-8001		事務所所在地
海部	大村　栄一			090-3580-0565	事務所電話番号
知多	小松原　英治	知多郡東浦町大字森岡字下今池17番地39	470-2101	080-1380-2828	事務所所在地、 事務所電話番号
知多	坂野　明日香	大府市吉田町五丁目271番地	474-0048		事務所所在地
豊田	市井　信治 行政書士法人花笑み			0561-56-8670	属性、事務所名称、 事務所電話番号

ご逝去会員のお知らせ

東三支部　　黒　田　和　雄　会員　　令和５年３月８日ご逝去　（享年76歳）
海部支部　　加　藤　英　樹　会員　　令和５年６月14日ご逝去　（享年56歳）
海部支部　　半　田　俊　光　会員　　令和５年６月17日ご逝去　（享年79歳）
東名支部　　安　藤　陽　得　会員　　令和５年７月４日ご逝去　（享年86歳）
西尾支部　　水　鳥　貞　雄　会員　　令和５年７月８日ご逝去　（享年87歳）

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会
会長　　竹　田　　勲

COSMOS通信９月号
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日　　時　令和５年６月１日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　相談員　宮本　隆会員　久田　邦博会員
　　相談者　３名

日　　時　令和５年６月８日㈭　午後１時30分～４時
場　　所　小牧市役所新庁舎２階
相 談 会　相談員　佐藤　令管轄長　丹羽　友道会員
　　相談者　５名

日　　時　令和５年６月12日㈪　午前10時～12時
場　　所　川嶋神社会館（名古屋市守山区）
寸　　劇　劇団コスモスあいちによる寸劇
　　参加者：23名
相 談 会　相談員：伊福副支部長　佐野相談部長
　　清水　良枝会員　熊谷　浩幸会員
　　森田　哲也会員　朝日　健二会員
　　平田　寧会員
　　相談者：３名

日　　時　令和５年６月20日㈫　午後１時～３時
場　　所　北名古屋市西庁舎
相 談 会　相談員　池山　正彦会員　土井　正人会員
　　相談者　０名

日　　時　令和５年７月６日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　相談員　鈴木　堅太会員　中島　崇会員
　　相談者　２名

日　　時　令和５年７月６日㈭
　　午後１時30分～３時30分
場　　所　江南市役所西分庁舎
相 談 会　相談員　松井　俊幸会員　池山　正彦会員
　　相談者　１名

日　　時　令和５年７月20日㈭　午後１時～３時
場　　所　扶桑町いこいの家
相 談 会　相談員　堀　己喜男会員　久田　邦博会員
　　相談者　２名

セミナー・相談会の開催予定

日　　時　令和５年９月７日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年９月11日㈪　午後１時～４時
場　　所　岩倉市役所市民相談室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年９月19日㈫　午後１時～３時
場　　所　北名古屋市東庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年10月５日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年10月５日㈭
　　午後１時30分～３時30分
場　　所　江南市役所西分庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年10月12日㈭　午後１時～４時
場　　所　小牧市総合福祉ふれあいセンター
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年11月２日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年11月15日㈬　午後１時～３時
場　　所　犬山市役所会議室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年11月16日㈭　午後１時～３時
場　　所　扶桑町いこいの家
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年11月22日㈬
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　春日井市総合福祉センター
相 談 会　成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の２週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。
申込先　　コスモスあいち事務局
　　TEL　052－908－3022

あとがき

今号より新たな会報委員を迎え、新しい体制での会報がスタートしました。私たちの使命は「一人でも多くの会員の方に、会報を手に取り、読んで頂き、利活用してもらうこと」と考えています。そのためには、旧来の紙媒体である会報に会員の業務に直接役立つ情報や機能を付加して、新時代の会報に変えていかねばなりません。

その背景には、デジタル化の急速な進行があります。デジタル化は難解で人間味のないものと否定的に考える方は多くいます。そうではなく千載一遇のチャンスだと、新しい執行部は考えています。

例えば、QRコードがあるだけで読者の方はそれを読み取ることで、より鮮明な画像や動画、情報を得ることが出来ます。

私たち会報委員は、デジタル社会の急速な進行に対応し、役立つ情報を積極的に発信して、会報が会員の経済的成功にも「役立つ情報紙」に変わってゆくことを目指します。可能性への試行錯誤をしながら、毎号変わっていく会報に、どうぞ期待して下さい！

広報部長　野﨑　晃

《今月の表紙》　吉良ワイキキビーチ（宮崎海水浴場）

平成18年６月にハワイ州の観光局から許諾を得て、宮崎海水浴場と恵比寿海水浴場を合わせて「吉良ワイキキビーチ」と呼ぶようになりました。やしの木が風になびく、南国リゾートムード満点のビーチです。

夏は海水浴客で大いに賑わいます。毎年８月下旬に「ハワイアンフェスティバルin吉良ワイキキビーチ」が開催され、県内はもとより県外からのフラダンス愛好家や観光客で賑わうイベントとなっています。

秋・冬・春いずれの季節においても、おだやかな海辺の景色を眺めながらの散策は気持ちの良いひと時です。ビーチ周辺には、通年営業のおしゃれな飲食店が増えてきましたので、カフェ巡りと合わせて訪問してみてはいかがでしょうか。

参考：吉良温泉観光組合HP、一般社団法人西尾市観光協会HPより抜粋・引用
写真：太田知明撮影

会報320号　担当

広報部	担当副会長	内藤　広子
	部長	野﨑　晃
	次長	武　譲二
	部員	貝田　和美
	部員	入山　康彦
会報委員会	委員長	長峰　均
	副委員長	石原　遥
	本号担当委員	
	（表紙）	太田　知明
	（会員訪問記）	長峰　均

会報320号　令和５年９月１日発行

発行人　竹田　勲
編集人　野﨑　晃

発行所　愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL〈052〉931-4068（代）
FAX〈052〉932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
http://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所　日大印刷株式会社

行政書士による電話無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお受けいたします

開設日 令和5年 **10月7日（土）**

時　間 午前10時から午後4時まで

内　容 相続（遺産分割協議書作成）・遺言／各種契約書・合意書／定款作成
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発許可／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等
※当日は電話相談のみ受け付けます。（常設無料相談会は毎月第2火曜日）

相談専用電話番号　Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

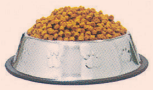
・自転車と自転車の衝突
・自転車と歩行者との衝突
・自転車が引き起こした物損事故
＊自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

・敷金精算に関する紛争
・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争※

・ペットによる噛みつき、引っかき事故
・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
・血統書付きのペットの売買に関する紛争
・ペットの鳴き声をめぐる紛争
・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

・外国人に対する職場ハラスメント
・外国人の職場での待遇についての不満
・外国人の就学者に対するいじめ
・外国人就学者から学校へのクレーム
＊職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

a）運営主体：愛知県行政書士会（所管）：
　　行政書士ADRセンター愛知運営委員会
b）実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
c）実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
　　愛知県行政書士会館
d）実　施　日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
　　（祝日・休日・年末・年始は休み）

●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。（認証番号No.62）
●当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分